

令和5年

3月号

濱田会計事務所通信

令和5年3月2日発行 Vol.67

今回も消費税の適格請求書等保存方式（インボイス方式）についての解説です。以前の事務所通信で解説した内容と重複する部分もありますが、非常に重要な項目のため再度解説を行います。インボイス方式は事業者の立場によって何を検討しておくべきかが異なります。相手方の立場になって自分がどのようにすべきかを検討し、適切な対応を取って頂くようにお願いします。

適格請求書等
保存方式
(インボイス方式)



受け取った請求書等が適格請求書等でない場合

適格請求書等には適格請求書発行事業者として登録番号の記載が必要ですが、この登録番号は税務署に申請することで発番されます。この申請を行う事ができるのは消費税の課税事業者に限られます。消費税の課税事業者でない免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録番号の申請が出来ず、適格請求書を発行することが出来ません。そのため、消費税の免税事業者に支払いをした場合は、その支払いに含まれる消費税は仕入税額控除（※1）の対象となりません。

仕入税額控除の対象とならないという事は、受け取った消費税から引くことが出来ず、納付する消費税が増えるという事です。

ただし、自身が消費税の計算方法について簡易課税制度を採用している場合は、消費税の計算方法が異なるため、仕入税額控除のために適格請求書等を保存する必要はありません。

適格請求書発行事業者以外へ経費の支払いをする際は、消費税分の負担が増える（※2）事となるため、以下のような対応を検討する必要があります。

- A. 適格請求書を発行しない事業者（消費税の免税事業者）との取引を控える
- B. 消費税分について値引きの交渉をする（※3）
- C. 免税事業者に課税事業者となって適格請求書を発行するように交渉する

経済的に両者にとって最も合理的な方法はC.の方法です。

免税事業者が適格請求書を発行するために課税事業者となる場合は、簡易課税制度の選択の余地もありますので、事前に対応を協議しておくとう良いでしょう。

※1 受け取った消費税から支払った消費税を控除することを仕入税額控除額と言います。仕入税額控除が出来なければ、その支払った事業者側の消費税の負担が増加することになります。

※2 令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%を控除する事が出来ます。

※3 見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

動画解説はこちら



YouTube
チャンネル

免税事業者は適格請求書発行事業者の登録をすべきか？

適格請求書を交付できるのは適格請求書発行事業者に限られ、消費税の課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

従って免税事業者は、適格請求書の発行をするために課税事業者となり消費税の計算と納付を行うのか、免税事業者のまま適格請求書の発行をしないのかを選択する必要があります。

ただし、売上先が一般消費者、消費税の免税事業者、消費税の課税事業者で簡易課税制度を選択している事業者である場合は、適格請求書の発行が出来なくても問題はありません。

(1)例えば下記のような場合

課税売上高 800万円 受取消費税 80万円

課税仕入高 500万円 支払消費税 50万円

①免税事業者のまま売上代金に変更なし

納付消費税額 0円

最終の利益 880万円 - 550万円 = 330万円

②免税事業者のまま受取消費税分の値引きに応じる場合

納付消費税額 0円

最終の利益 880万円 - 80万円（消費税分値引き） - 550万円 = 250万円

③消費税の課税事業者となる場合

納付消費税額 80万円 - 50万円 = 30万円

最終の利益 880万円 - 550万円 - 30万円（納付する消費税） = 300万円

以上のように免税事業者のままで受取消費税分の値引きに応じた場合、消費税の課税事業者となって消費税の納付をするよりも利益は減少することとなります。

適格請求書を発行出来ない場合、取引を除外される事も想定されますので、免税事業者で売上先が簡易課税制度の適用を受けない課税事業者であるなら、課税事業者となり適格請求書の発行を出来るようにするかを十分に検討して下さい。

消費税の課税事業者となって消費税を納める場合、消費税の計算を簡単に出来る簡易課税制度もありますので、この制度もご検討下さい。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。

【最近の動画】

- ・証券会社に強く勧められた投資信託を1年半所有した結果
- ・マイナンバーカードで戸籍の附票を取ってみた
- ・1分で分かる決算書の見方



 濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

